

お詫びと訂正

最終更新日：2024年4月5日

矯正研究室編『矯正研究』第6号の本文中、以下の箇所に誤りがございました。

お詫びして、訂正させていただきます。

該当頁	該当箇所	正	誤
27 頁	左段 (3)用語の使用 ① 1～2 行目	「少年法（大正 <u>11</u> 年4月17日法律第42号）」	「少年法（大正 <u>12</u> 年4月17日法律第42号）」
”	” ① 3～4 行目	「矯正院法（大正 <u>11</u> 年4月17日法律第43号）」	「矯正院法（大正 <u>12</u> 年4月17日法律第43号）」
”	” ① 4～5 行目	「少年法（昭和23年7月15日法律第 <u>168</u> 号）」	「少年法（昭和23年7月15日法律第 <u>167</u> 号）」
”	” ① 6～7 行目	「少年院法（昭和23年7月15日法律第 <u>169</u> 号）」	「少年院法（昭和23年7月15日法律第 <u>168</u> 号）」
58 頁	左段 18 行目	<u>(イ)</u> 河内少年院における不適正処遇事案	<u>i)</u> 河内少年院における不適正処遇事案
59 頁	右段 下から9 行目	<u>(ウ)</u> 少年保護団体の廃止	<u>c)</u> 少年保護団体の廃止
60 頁	左段 5 行目	<u>(エ)</u> 急造施設や職員確保の限界	<u>d)</u> 急造施設や職員確保の限界
108 頁	資料1 10 行目	少年保護団体赤城少年 <u>道場</u>	少年保護団体赤城少年 <u>農場</u>
109 頁	資料1 2023年（令和5年） 3月現在	和泉学園（分院泉南学寮併設）	和泉学園
116 頁	資料4 1881年（明治14年）	「監獄則」の改正（第1回目） <u>（懲治監を懲治場と改称）</u>	「監獄則」の改正（第1回目）
”	” 1889年（明治22年）	「監獄則」の改正（第2回目）	「監獄則」の改正（第2回目） <u>（懲治監を懲治場と改称）</u>
350 頁	左段 1 行目	「 <u>4.</u> 考察」	「 <u>5.</u> 考察」
358 頁	右段 20 行目	「 <u>5.</u> おわりに」	「 <u>6.</u> おわりに」